

# 岐阜県公報

## 目次

告示

指定猟法禁止区域の指定

(環境企画課)

ページ

## 告示

号外(一) 平成三十年十一月九日

岐阜県告示第五百五十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により次のとおり指定猟法禁止区域を指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 指定猟法の種類

銃及びびわなを使用する方法

### 二 指定猟法禁止区域の名称及び区域

#### 名称

県中央南部指定  
猟法禁止区域

#### 区域

本県市根尾東板屋地内の国道四百十八号と県道根尾谷汲大野線との交点を起点とし、同国道を南東進し本県市と山県市との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市葛原と同市神崎との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市片原との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市円原との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同大字と同市椿との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市円原と同市柿野との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市円原と同市関市との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市洞戸尾倉と同市洞戸飛瀬との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市洞戸飛瀬との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市洞戸栗原と同市洞戸高賀と同市洞戸栗原との境界との交点に至り、同所から同

境界を東進し同市と美濃市との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同市と郡上市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し美濃市と関市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同市下之保と同市富之保との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同市中之保との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道美濃加茂和良線との交点に至り、同所から同県道を南進し県道関金山線との交点に至り、同所から同県道を東進し関市と加茂郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町と美濃加茂市との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し加茂郡川辺町と同郡七宗町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し国道四十一号との交点を経て同郡七宗町と同郡八百津町との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道中野方七宗線との交点に至り、同所から同県道を東進し県道多治見白川線との交点に至り、同所から同県道を南進し国道四百十八号との交点に至り、同所から同国道を東進し丸山ダム管理道との交点に至り、同所から同管理道を南進し丸山ダム堤体との交点に至り、同所から同堤体を南進し加茂郡八百津町と可児郡御嵩町との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同町と瑞浪市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し同町と土岐市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し土岐市と可児市との境界との交点に至り、同所から同境界を南進し国道十九号との交点に至り、同所から同国道を西進し国道二百四十八号との交点に至り、同所から同国道を南進し土岐川との交点に至り、同所から同河川を西進し岐阜県と愛知県との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し木曾川、犬山橋、ライオン大橋、愛岐大橋及び神明小綱橋を経て各務原市川島町地内の県道岐阜羽島線(河田橋)との交点に至り、同所から同県道を北進し県道松原芋島線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道川島三輪線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道下中屋笠松線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道岐阜稲沢線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道正木岐阜線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道鶴笠松線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道岐阜井線との交点に至り、同所から同県道を北西進し県道文殊茶屋新田線との交点に至り、同所から同県道を北進し荒田川との交点(須賀大橋)に至り、同所から同河川を西進し岐阜市と瑞穂市との境界との交点に至り、同所から同境界を南西進し瑞穂市と大垣市との境界との交点に至り、同所から同境界を西進し同

境界と県道牛牧墨俣線との交点に至り、同所から同県道を北進し同県道と県道美江寺西結線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道岐阜南大野線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道田之上屋井線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道岐阜南大野線との交点に至り、同所から同県道を西進し県道本庄揖斐川線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道三百三号との交点に至り、同所から同国道を北西進し揖斐郡揖斐川町北方と同町乙原との境界との交点に至り、同所から同境界を東進し同大字と同町谷汲神原との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同町小津との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し同市根尾高尾と同市根尾宇津志との境界との交点に至り、同所から同境界を北進し県道根尾谷汲大野線との交点に至り、同所から同県道を北進し国道百五十七号との交点に至り、同所から同国道を北進し国道四百十八号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

三 指定猟法禁止区域の存続期間  
平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月十五日まで

平成三十年十一月九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社